

あなた と 都税

3月号

2018
(平成30年)
第579号

主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん



今月の特集は

これが分ければ都税博士!?都税あれこれ



**事業所税 (個人分・23区内) の申告納付期限は
3月15日 (木) です。**

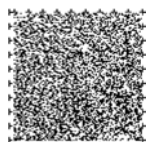
平成29年12月31日現在、次の要件に該当する方は、申告納付が必要です。

- ・資産割：23区内の事業所等の合計床面積が1,000㎡を超える場合
 - ・従業者割：23区内の事業所等の合計従業者数が100人を超える場合
- ※このほか、以下の場合には、免税点以下申告が必要です。

■前年に納税義務があった場合

■事業所等の合計床面積が800㎡を超える場合または合計従業者数が80人を超える場合

水素情報館「東京スイソミル」目に見えない水素のことや水素社会の将来像を、見て触って体験しながら楽しく学べる総合的な学習施設です。水素の製造・発電体験や企業の最新技術・製品に触れることができるほか、屋外では燃料電池自動車を使用した実演デモを実施しています。また、週末は多彩なイベントを開催しており、子供から大人まで楽しめます。



東京都 主税局

検索

都税の情報発信中!

Twitter アカウント
@tocho_syuzei

Facebook アカウント
東京都主税局

お問い合わせ先：所管の都税事務所の事業所税班

教えて!

特集

タク ちゃん

これが分かれば都税博士! 都税あれこれ

今年度、固定資産税や自動車税など、身近な都税を中心に特集をしてきましたが、今月号では、これまでにご紹介していない税金について、学んでみましょう。

Q1

事業所税の使い道は？

タクちゃん



税収はどのような事業に充てられるのかな？
下の3つから選んでね。

- ① 学校教育の充実や文化振興
- ② 都市環境の整備や改善
- ③ 福祉政策の充実

タクちゃん



事業所税は、都市環境の整備や改善に関する事業の財源に充てるための目的税で、地方税法で定められた都市でのみ課税される市町村税だよ。東京都では、23区内において特例で都税として課税されていて、他には武蔵野市、三鷹市、八王子市、町田市の4市*でも課税されるよ。

*当該4市の事業所税については、各市役所にお問い合わせください。

タクちゃん

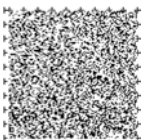


ということで、正解は・・・②都市環境の整備や改善だよ。

課税の対象になるかは法人であれば事業年度末日、個人の場合は12月31日の現況によって資産割、従業者割ごとに判断するんだよ。

	対象となる方
資産割	23区内全域の事業所等の床面積の合計が1,000㎡(免税点)を超える規模で事業を行う法人または個人 税額=事業所床面積(㎡)×税率600円
従業者割	23区内全域の事業所等の従業者数の合計が100人(免税点)を超える規模で事業を行う法人または個人 税額=従業者給与総額×税率0.25%

※法人の場合は事業年度終了の日から2か月以内に、個人の場合は事業を行った年の翌年3月15日までに申告して納めます(表紙参照)。



Q2

ゴルフ場利用税の税率はどうやって決まるの？

ノンちゃん



税率はなにを基準に決まるのかしら？
下の3つからすべて選んでね。

- ① ホール数
- ② 利用料金
- ③ 利用者数

ノンちゃん



ゴルフ場利用税は、ゴルフ場のホール数や利用料金によって等級が定められていて、等級に応じた額を利用者の人に納めてもらっているのよ。これを1か月分ごとにまとめて、ゴルフ場経営者などが申告して納めるの。

ということで、正解は・・・①ホール数と②利用料金よ。

【納める額】

等級	1級	2級	3級	4級
税率	1,200円	1,100円	1,000円	900円
等級	5級	6級	7級	8級
税率	800円	600円	500円	400円

Q3

宿泊税における「宿泊料金」って？

タクちゃん



宿泊税は1人1泊の「宿泊料金」に応じて課税されるんだけど、「宿泊料金」にはなにが含まれるのかな？

下の3つからすべてを選んでね。

- ① 素泊まりの料金
- ② 食事代
- ③ 消費税

タクちゃん



東京都の宿泊税は、都内のホテルまたは旅館に宿泊する方に課税される法定外目的税で、観光振興を図る施策のための費用に充てられているよ。宿泊税における「宿泊料金」とは、食事料金などを含まない、いわゆる素泊まりの料金のことを言うんだ。

ということで、正解は・・・①素泊まりの料金のみだよ。

宿泊料金(1人1泊)	税率
10,000円以上15,000円未満	100円
15,000円以上	200円

※納める額は、宿泊数×税率で求めます。



暮らしに街に ～ここにも都税が活かしている～

都税のゆくえ

平成29年度の東京都予算6兆9,540億円のうち、12.7%にあたる8,821億円が、都市の安全と安心の確保や快適な都市環境の形成に向けた「都市の整備」に活用されています。

みなさまに納めていただいている都税が、この分野でどのように使われているのか、その一部をご紹介します。

【平成29年度一般会計予算】



(注) 各計数については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合があります。

道路交通ネットワークの形成

道路は、都民生活を支える最も基礎的な社会基盤として、重要な役割を担っています。この役割とは、膨大な交通需要への対応、災害時の避難・救援路としての機能及び電気・ガス・上下水道・電話などの施設を収容する空間としての機能です。東京の最大の弱点である交通渋滞を解消し、国際競争力を高めるとともに、快適で利便性が高く、環境負荷の少ない都市を実現する上で、道路整備は非常に重要です。

しかし、東京の都市計画道路の完成率は、6割程度に留まっており、東京都全域における混雑時の平均旅行速度は17.7km/hと、全国平均33.0km/hに比べ非常に低い水準です。そのため、道路交通ネットワークの早期形成に向けて、区部の放射・環状方向や多摩の南北方向、区部と多摩を結ぶ東西方向の道路の整備等を進めています。

【道路の整備例】



環状第6号線(山手通り)
大崎陸橋付近



調布保谷線
神代植物公園付近

図 建設局道路建設部計画課 ☎03-5320-5322

道路の無電柱化

東京では、戦後、都市の発展に伴い、多くの電柱が建てられてきました。大規模地震が発生した際には、こうした電柱が倒れ道路がふさがってしまうなど、甚大な被害が想定されます。また、歩道に立ち並ぶ電柱が歩行者や車いすの通行の妨げになるだけでなく、電線や電柱は良好な都市景観を損ねることから、無電柱化の重要性が一層高まっています。東京都では、平成29年9月1日に施行された東京都無電柱化推進条例の趣旨を踏まえ、「都市防災機能の強化」、「安全で快適な歩行空間の確保」、「良好な都市景観の創出」を目的として、電線を地中に埋め、電柱を撤去する無電柱化を積極的に進めています。

蔵前橋通り(江東区亀戸)



整備前



整備後

災害に強く、安全で、景観も綺麗に!!

図 建設局道路管理部安全施設課 ☎03-5320-5305

水害に対する安全確保

洪水による水害から都民の命と暮らしを守るために川幅を広げたり、川底を掘り下げたりするなど河川の護岸整備を進めています。一方、都心部では工事施工の困難等を伴い護岸整備に長期間を要しているため、護岸整備に加えて、調節池や分水路の整備を進めています。調節池は、大雨により増水した河川の水を一時的に貯留することで、河川から水があふれるなどの水害を未然に防ぐ重要な役割を果たしています。



黒目川黒目橋調節池



白子川地下調節池

平成28年度に取水が可能となった黒目川黒目橋調節池、白子川地下調節池では、昨年7月に関東地方に接近した台風3号の大雨により初めての取水を行うなど、早速機能を発揮しました。

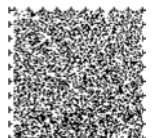
図 (事業に関すること)

建設局河川部改修課 ☎03-5320-5423

図 (計画に関すること)

建設局河川部計画課 ☎03-5320-5411

「都市の整備」予算は、道路交通の円滑化や災害に強い都市づくり、美しい都市空間の創出に向けた取組などに活用されています。



平成 19 (2007) 年



東京マラソンの記念すべき第1回が開催された、この年の納期等周知ポスターは、かわいい動物のイラストにダジャレを交えたメッセージを掲載したシリーズでした。コンビニ納付の紹介をする「コンビニが使ってとってもラクだ。(ラクダ)」や、固定資産税・都市計画税(23区)の第3期納期を伝える「オット、日付に気をつけなきゃ。(オットセイ)」のほか、近ごろ、大人気のパンダを用いたデザイン(償却資産の申告月「早め、早めがおすすめナンダ。」)もありました。

今回のポスターでは、5月の自動車税納税通知書の発送を前に、自動車の登録変更をご案内しています。紙面下の「お知らせ」とおり、名義や住所が変更になった場合には、運輸支局等での手続きが必要になるので、お忘れなく!

お知らせ

個人事業税の申告期限は3月15日(木)です

前年に事業主控除額を超える事業所得等のある個人事業主の方は申告が必要です。

※所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出した方は、事業税の申告をしたものとみなされ、改めて申告をする必要はありません。

※事業を廃止した場合は、廃止の日から1か月以内(死亡による廃止の場合は4か月以内)に個人の事業税の申告をする必要があります。

☎ 所管の都税事務所の個人事業税班または支庁

自動車の移転・廃車手続きはお済みですか?

自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは移転登録、廃車したときは抹消登録の手続

きが必要です。管轄の運輸支局または自動車検査登録事務所で3月末までに手続きをお済ませください。
 ☎ 東京都自動車税コールセンター
 ☎03-3525-4066(平日9時~17時)

自動車税住所変更届の提出

引越しをしたときは、管轄の運輸支局または自動車検査登録事務所で自動車の変更登録の手続きが必要です。手続きが遅れますと、自動車税の納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。

やむを得ず手続きが遅れる場合は、電子申請や電話で納税通知書の新しい送付先住所をお知らせください。

☎ 東京都自動車税コールセンター
 ☎03-3525-4066(平日9時~17時)

★ ご案内

4月から固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

平成30年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方は、所有資産が所在する区にある都税事務所で課税されている土地・家

屋の価格などが記載された縦覧帳簿をご覧になれます。

- ・期間: 4月2日(月)から7月2日(月)まで(土・日・休日を除く)
- ・時間: 9時~17時
- ・場所: 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

納税通知書は6月1日(金)に発送予定です。詳細は、主税局HPまたは下記問合先へお願いします。

☎ 土地・家屋が所在する区にある都税事務所



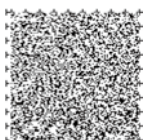
新社会人の皆さんへ

主税局HPでは、就職を控えた新社会人の方に向けて、給与明細の見方や納める税金の種類、都税のゆくえ等を解説する特設ページを設置しています。ぜひご覧ください!

.....

●編集後記

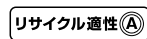
3月になり、だいぶ暖かくなってきました。花より団子、普段は出不精な私ですが、今年は色んなところを散歩したり、お花見をしたり、春を満喫できるといいなあとと思います。(N)



都政はみなさまからの貴重な都税に支えられています。「都民ファーストでつくる『新しい東京』~2020年に向けた実行プラン~」(都庁総合HP <http://www.metro.tokyo.jp/> からご覧いただけます。)では、都の主要政策を紹介しています。



※紙の再生率70%以上を達成し、石油系樹脂を含まないインキを使用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

東京都主税局総務部総務課
 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
 電話 03-5388-2924
 印刷番号(28)62 平成30年3月1日発行